

民主党の「学校教育力の向上3法案」について

政府提出の教育関連3法案に対し、民主党からは①「教育職員免許制度改革法案」②「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」③「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」の3法案を“学校教育力の向上3法案”として、本日衆院に提出した。日本国教育基本法案の理念に基づいた、教育力向上政策の策定を目指す。

① 教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（“新免許法”）

本法律案は、教員の資質向上のために、大学での養成課程に主眼を置き、まず教員の一般免許について修士学位（6年制）を前提とし、かつ1年間の教育実習を終えた者に免許授与するもの。そして、一定期間の実務を行った者は教職大学院等で研鑽を積み、資質・能力向上させた者に専門免許状を授与するとしている。

政府案が、免許状の有効期間（10年）を定めているのに対し、民主党は、定期的に教育職員として必要な資質及び能力の向上を図るための制度として、10年ごとの講習の実施（100時間程度（技能・講習・模擬授業））を設け、この講習を修了しなかった者の免許状は失効させることとした。

② 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（“新地教行法案”）

本法律案は、昨年臨時国会に参議院に提出したものを、一部手直し（現地教行法の第47条の2と同様趣旨を加える）して衆議院に提出した。

本法律案は、民主党の「日本国教育基本法案」の教育行政に係る理念を具体化したもの。学校教育力の向上を図るため、教育行政の責任の所在を明確にし、迅速にかつスムーズに個別のケースに応じたきめ細やかな対応を可能にするもの。具体的には、①現在の教育委員会は廃止し、教育委員会が処理している事務は地方公共団体の長に移管すること、②地方公共団体に、新たに「教育監査委員会」を設置すること、③教育監査委員会は、長に移管された事務全般に渡ってその実施状況に関し必要な評価・監視・勧告等を行う、④当該学校の運営に関する重要事項を協議する機関として、保護者、地域の住民、校長、教員、有識者等からなる学校理事会を設置することとしている。また、教諭等が行う児童等に対する指導が不適切である場合の措置も規定した。

③ 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（“教育環境整備法案”）

本法律案は、昨年臨時国会に参議院に提出したものを、一部手直し（①定数改善計画について追加、②“行革推進法”第55条の3項を削除、③その他の関係法律の整備など）して衆議院に提出した。

本法律案は、民主党の「日本国教育基本法案」の理念を具体化し、教育財政の充実を法案化したもの。学校教育力を向上させ、よりよい学校教育環境を整備するために、国が本法案に示された基本方針（多様な教育機会の提供、きめ細かな教育指導実現のための条件整備、安全かつ快適な学校教育のための条件整備など）に基づき必要なものを指針として定め、地方公共団体がその充実のために計画を作成し、計画実施のための予算確保を義務付ける内容。

さらには、行政改革推進法の55条の3項と56条の3項（公立学校教職員の削減を定めた規定及び人材確保法の廃止を含めた見直し等を定めた規定）を削除することとした。